

○横浜市立学校の授業料等に関する条例

(目的)

第1条 横浜市立高等学校(以下「高等学校」という。)の授業料、入学金及び入学選考手数料並びに横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校及び横浜市立南高等学校附属中学校(以下「中学校」という。)の入学選考手数料(以下「授業料等」という。)に関し必要な事項については、この条例の定めるところによる。

(授業料等の額)

第2条 授業料等の額は、次のとおりとする。

(1) 授業料

全日制課程 年額 118,800 円、 定時制課程 年額 32,400 円、 別科 年額 118,800 円

(2) 入学金

全日制課程 5,650 円、 定時制課程 1,200 円、 別科 5,650 円

(3) 入学選考手数料

ア 高等学校

全日制課程 2,200 円、 定時制課程 650 円、 別科 2,200 円

イ 中学校 2,200 円

(徴収)

第3条 授業料は、教育委員会規則で定めるところにより徴収する。

2 入学金は、入学許可の日から7日以内に徴収する。

3 入学選考手数料は、入学願書の提出を受ける時まで徴収する。

(既納金の不還付)

第4条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、教育委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(授業料等の減免)

第5条 授業料等は、天災等のやむを得ない事由により、教育委員会が必要と認めたとき、これを減免することができる。

(授業料未納者に対する措置)

第6条 未納の授業料に係る督促を受けた者がその指定の期限までに当該授業料を納付しないときは、出席を停止し、又は除籍することができる。

(委任)

第7条 この条例の実施及び手続について必要な事項は、教育委員会が定める。